

令和 5 年度

名古屋市各会計予算

目 次

(一般会計)

令和 5 年第 1 号議案 令和 5 年度名古屋市一般会計予算	1 頁
---------------------------------------	-----

(特別会計)

令和 5 年第 2 号議案 令和 5 年度名古屋市国民健康保険特別会計予算	21 頁
令和 5 年第 3 号議案 令和 5 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算	25 頁
令和 5 年第 4 号議案 令和 5 年度名古屋市介護保険特別会計予算	27 頁
令和 5 年第 5 号議案 令和 5 年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 予算	31 頁
令和 5 年第 6 号議案 令和 5 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算	33 頁
令和 5 年第 7 号議案 令和 5 年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算	39 頁
令和 5 年第 8 号議案 令和 5 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算	43 頁
令和 5 年第 9 号議案 令和 5 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算	47 頁
令和 5 年第 10 号議案 令和 5 年度名古屋市用地先行取得特別会計予算	51 頁
令和 5 年第 11 号議案 令和 5 年度名古屋市公債特別会計予算	55 頁

(公営企業会計)

令和 5 年第 12 号議案 令和 5 年度名古屋市水道事業会計予算	59 頁
令和 5 年第 13 号議案 令和 5 年度名古屋市工業用水道事業会計予算	63 頁
令和 5 年第 14 号議案 令和 5 年度名古屋市下水道事業会計予算	67 頁
令和 5 年第 15 号議案 令和 5 年度名古屋市自動車運送事業会計予算	71 頁
令和 5 年第 16 号議案 令和 5 年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算	75 頁

一 般 会 計

令和 5 年度名古屋市一般会計予算

令和 5 年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,412,048,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

（一時借入金）

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

令和5年2月17日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市 税		614,193,000
	1 市 民 税	291,791,000
	2 固 定 資 産 税	234,745,000
	3 軽 自 動 車 税	3,090,000
	4 市 た ば こ 税	16,839,000
	5 事 業 所 税	16,615,000
	6 都 市 計 画 税	51,113,000
2 地 方 譲 与 税		6,163,100
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,072,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,337,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	250,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	466,000
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	100
	6 石 油 ガ ス 譲 与 税	38,000
3 県 税 交 付 金		96,303,000
	1 利 子 割 交 付 金	154,000
	2 配 当 割 交 付 金	3,517,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,499,000
	4 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	648,000
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	10,015,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	64,605,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	87,000
	8 環 境 性 能 割 交 付 金	1,879,000
	9 軽 油 引 取 税 交 付 金	12,899,000
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		9,000

款	項	金 額 千円
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	9,000
5 地 方 特 例 交 付 金		3,228,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	3,110,000
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	118,000
6 地 方 交 付 税		6,200,000
	1 地 方 交 付 税	6,200,000
7 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		800,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	800,000
8 使 用 料 及 び 手 数 料		39,147,222
	1 使 用 料	30,053,049
	2 手 数 料	5,729,369
	3 診 療 収 入	1,895,187
	4 介 護 収 入	739,411
	5 支 援 収 入	730,206
9 国 庫 支 出 金		260,888,308
	1 負 担 金	212,892,567
	2 補 助 金	47,227,539
	3 委 託 金	768,202
10 県 支 出 金		93,378,766
	1 負 担 金	53,018,141
	2 補 助 金	35,579,718
	3 委 託 金	4,780,907
11 財 産 収 入		7,269,971
	1 財 産 運 用 収 入	2,485,383
	2 財 産 売 払 収 入	4,784,588
12 寄 附 金		8,783,648

款	項	金 額 千円
	1 寄 附 金	8,783,648
13 繰 入 金		48,741,412
	1 他 会 計 繰 入 金	18,958,029
	2 基 金 繰 入 金	29,783,383
14 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
15 諸 収 入		111,111,572
	1 延滞金、加算金及び過料	143,594
	2 預 金 利 子	7,685
	3 他会計貸付金元利収入	246,242
	4 貸 付 金 元 利 収 入	70,904,691
	5 受 託 事 業 収 入	1,551,362
	6 収 益 事 業 収 入	9,206,141
	7 雑 入	29,051,857
16 市 債		115,831,000
	1 市 債	115,831,000
歳 入	合 計	1,412,048,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 議 会 費		1,858,827
	1 議 会 費	1,858,827
2 総 務 費		22,025,161
	1 総 務 管 理 費	7,455,985
	2 財 務 管 理 費	5,580,249
	3 選 挙 費	554,277
	4 統 計 調 査 費	134,232
	5 徴 税 費	7,196,043
	6 防 災 危 機 管 理 費	1,104,375
3 健 康 福 祉 費		396,158,215
	1 社 会 福 祉 費	120,302,360
	2 老 人 福 祉 費	66,409,251
	3 生 活 保 護 費	86,457,045
	4 国 民 年 金 費	453,478
	5 国 民 健 康 保 険 費	25,189,055
	6 介 護 保 険 費	35,535,489
	7 公 衆 衛 生 費	54,095,615
	8 環 境 衛 生 費	2,173,062
	9 保 健 所 費	5,290,682
	10 衛 生 研 究 所 費	252,178
4 子 ど も 青 少 年 費		179,176,818
	1 子 ど も 青 少 年 費	179,176,818
5 環 境 費		30,740,712
	1 環 境 保 全 費	3,486,061
	2 環 境 事 業 費	27,254,651
6 ス ポ ー ツ 市 民 費		21,858,999

款	項	金 額 千円
	1 市 民 生 活 費	1, 098, 797
	2 区 役 所 費	7, 958, 210
	3 ス ポ ー ツ 費	12, 801, 992
7 経 済 費		83, 056, 757
	1 産 業 費	82, 699, 965
	2 工 業 研 究 所 費	356, 792
8 観 光 文 化 交 流 費		9, 667, 675
	1 観 光 交 流 費	3, 310, 748
	2 文 化 交 流 費	4, 285, 652
	3 名 古 屋 城 費	2, 071, 275
9 緑 政 土 木 費		76, 728, 623
	1 土 木 管 理 費	4, 067, 560
	2 道 路 橋 り よ う 費	25, 643, 967
	3 街 路 費	6, 023, 288
	4 治 水 費	9, 612, 202
	5 緑 政 費	30, 062, 379
	6 農 政 費	1, 319, 227
10 住 宅 都 市 費		40, 080, 308
	1 都 市 計 画 費	16, 328, 775
	2 住 宅 費	23, 751, 533
11 消 防 費		10, 626, 987
	1 消 防 費	10, 626, 987
12 教 育 費		81, 539, 947
	1 教 育 総 務 費	10, 737, 077
	2 小 学 校 費	18, 057, 149
	3 中 学 校 費	12, 856, 920
	4 高 等 学 校 費	1, 579, 369

款	項	金 額 千円
	5 幼 稚 園 費	178,366
	6 特 別 支 援 学 校 費	2,106,168
	7 大 学 費	22,934,890
	8 私 学 振 興 費	5,757,899
	9 生 涯 学 習 費	7,332,109
13 職 員 費		271,481,734
	1 議 会 職 員 費	440,659
	2 総 務 職 員 費	14,798,094
	3 財 政 職 員 費	7,490,174
	4 防 災 危 機 管 理 職 員 費	534,902
	5 健 康 福 祉 職 員 費	23,549,870
	6 子 ど も 青 少 年 職 員 費	22,991,873
	7 環 境 職 員 費	13,381,048
	8 ス ポ ー ツ 市 民 職 員 費	14,112,502
	9 経 済 職 員 費	1,984,416
	10 観 光 文 化 交 流 職 員 費	1,440,965
	11 緑 政 土 木 職 員 費	11,187,661
	12 住 宅 都 市 職 員 費	6,709,203
	13 消 防 職 員 費	22,479,855
	14 教 育 職 員 費	130,380,512
14 公 債 費		131,813,614
	1 公 債 費	131,813,614
15 諸 支 出 金		55,133,623
	1 公 営 企 業 会 計 支 出 金	55,133,623
16 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		1,412,048,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
9 緑政土木費	1 土木管理費	道路の復旧	30,000
	2 道路橋りよう費	道路及び橋りようの維持・整備	2,600,000
	3 街路費	街路の整備	1,400,000
	4 治水費	河川及び排水路の維持・整備	2,200,000
	5 緑政費	公園の維持・整備	500,000
		東山総合公園の維持・整備	500,000
10 住宅都市費	1 都市計画費	都市整備	1,100,000
		土地区画整理事業	200,000
	2 住宅費	市営住宅の建設	500,000
		市設建築物の施設営繕	300,000
11 消防費	1 消防費	消防車両の購入	1,302,272

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
福祉総合情報システムの標準化に向けた調査	令和 6 年度	11, 000
保険年金システムの開発・保守業務委託	令和 6 年度 から 令和10年度 まで	2, 906, 000
前津福祉会館複合化整備事業者選定支援業務委託	令和 6 年度	2, 000
生活保護システムの標準化に向けた調査	令和 6 年度	2, 000
植田寮の改築	令和 6 年度	2, 434, 000
八事斎場の再整備	令和 6 年度 から 令和10年度 まで	19, 550, 000
千種保健センターの改築	令和 6 年度 から 令和10年度 まで	2, 827, 000
千種保健センター仮設庁舎の賃借	令和 6 年度 から 令和11年度 まで	263, 000
港保健センター南陽分室改築の設計	令和 6 年度	19, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
児童福祉システムの標準化に向けた調査	令和 6 年度	3, 000
前津児童館複合化整備事業者選定支援業務委託	令和 6 年度	2, 000
公立保育所のリニューアル改修工事	令和 6 年度	346, 000
玉野川学園改築の設計	令和 6 年度	39, 000
環境配慮行動促進事業	令和 6 年度	11, 000
可燃・不燃・粗大ごみ及びプラスチック資源の収集委託	令和 6 年度 から 令和10年度 まで	5, 344, 000
ごみ収集車両等の購入	令和 6 年度	114, 000
南陽工場の焼却設備更新等工事	令和 6 年度 から 令和 8 年度 まで	42, 291, 000
西資源センターの移転改築	令和 6 年度	731, 000
猪子石工場大規模改修の発注仕様書等作成業務委託	令和 6 年度 から 令和 7 年度 まで	30, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
住民記録システムの開発・保守業務委託	令和 6 年度 から 令和10年度 まで	2, 500, 000
千種区役所の改築	令和 6 年度 から 令和10年度 まで	6, 846, 000
千種区役所仮設庁舎の賃借	令和 6 年度 から 令和11年度 まで	703, 000
南陽支所改築の設計	令和 6 年度	79, 000
南陽地区会館移転改築の設計	令和 6 年度	38, 000
総合体育館レインボーホールの改修工事	令和 6 年度 から 令和 7 年度 まで	10, 724, 000
瑞穂公園ラグビー場の改修工事	令和 6 年度 から 令和 7 年度 まで	4, 208, 000
名東スポーツセンターのトイレ改修工事	令和 6 年度	159, 000
名東スポーツセンターの天井等落下防止対策工事	令和 6 年度	607, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
昭和スポーツセンターのトイレ改修工事	令和 6 年度	189,000
昭和スポーツセンターの天井等落下防止対策工事	令和 6 年度	452,000
新障害者スポーツセンター建設の設計	令和 6 年度	171,000
港サッカー場の改修工事	令和 6 年度 から 令和 7 年度 まで	4,287,000
名城庭球場の整備	令和 6 年度 から 令和 7 年度 まで	638,000
東山公園テニスセンターの改修工事	令和 6 年度 から 令和 7 年度 まで	5,981,000
中小企業振興会館の空調設備等改修工事	令和 6 年度	147,000
ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策 経営支援資金の貸付利率の引き下げ	令和 6 年度 から 令和16年度 まで	1,082,000
国際展示場第2展示館改築事業者選定 支援業務委託	令和 6 年度	17,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
国際会議場の整備・運営	令和6年度 から 令和28年度 まで	53,200,000
国際会議場整備事業モニタリング支援 業務委託	令和6年度 から 令和8年度 まで	75,000
有松歴史的建造物利活用支援事業	令和6年度	30,000
能楽堂の天井等落下防止対策工事	令和6年度	33,000
名古屋城本丸搦手馬出周辺の石垣修復 工事	令和6年度 から 令和8年度 まで	1,266,000
名古屋城二之丸庭園の余芳再建工事	令和6年度	67,000
金シャチ横丁における博物館基本計画 の策定	令和6年度	35,000
千種土木事務所の移転改築	令和6年度 から 令和10年度 まで	1,660,000
道路維持作業用車両の購入	令和6年度	53,000
久田良木川排水機場の発電機整備	令和6年度	488,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
舗装道の補修	令和 6 年度	800, 000
道路照明の賃借	令和 6 年度 から 令和15年度 まで	430, 000
高蔵こ線橋の耐震補強	令和 6 年度	35, 000
街路樹の維持管理	令和 6 年度	90, 000
県道春日井長久手線の整備	令和 6 年度	80, 000
名城公園北園・地下鉄名城公園駅間地下横断歩道の整備	令和 6 年度 から 令和 7 年度 まで	1, 639, 000
側溝改良	令和 6 年度	130, 000
本宮新橋の改築	令和 6 年度	80, 000
両郡橋の改築	令和 6 年度	80, 000
交通安全施設の整備	令和 6 年度	260, 000
新守山自転車駐車場の屋根等改修工事	令和 6 年度	13, 000
新瑞橋駅自転車駐車場の天井改修工事	令和 6 年度	42, 000
都市計画道路四谷通隼人町線の整備	令和 6 年度	160, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
水分橋の改築	令和 6 年度	70, 000
枇杷島橋の改築	令和 6 年度	100, 000
都市計画道路守山本通線及び一般国道 302号・名古屋鉄道瀬戸線立体交差化工 事	令和 6 年度 から 令和 8 年度 まで	2, 128, 000
堀川の整備	令和 6 年度	500, 000
境川の整備	令和 6 年度	30, 000
排水施設整備	令和 6 年度	200, 000
大江川の盛土工事	令和 6 年度	845, 000
公園遊具等の更新工事	令和 6 年度	111, 000
東山動植物園獣舎等の整備	令和 6 年度 から 令和 7 年度 まで	657, 000
東山動植物園温室後館の整備	令和 6 年度	43, 000
連節バスの購入	令和 6 年度	117, 000
名港中央インターチェンジ改良の調査	令和 6 年度	39, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
アジア・アジアパラ競技大会選手村後 利用基盤整備	令和 6 年度 から 令和 7 年度 まで	684, 000
市営住宅の建設	令和 6 年度 から 令和 8 年度 まで	3, 776, 000
市設建築物の機能保全改修	令和 6 年度	1, 459, 000
指令管制室等の改修工事	令和 6 年度 から 令和 7 年度 まで	193, 000
港消防署南陽出張所移転改築の設計	令和 6 年度	15, 000
橘小学校複合化整備事業者選定支援業 務委託	令和 6 年度	13, 000
小学校校舎等のリニューアル改修工事	令和 6 年度	112, 000
小学校の埋設給排水管改修工事	令和 6 年度	57, 000
中学校スクールランチ管理システムの 開発・保守業務委託	令和 6 年度 から 令和11年度 まで	407, 000
中学校校舎等のリニューアル改修工事	令和 6 年度	38, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
中学校のスクールランチ用エレベーター更新工事	令和 6 年度	210, 000
中学校公害対策関係校の空調設備改修工事	令和 6 年度	130, 000
中学校の埋設給排水管改修工事	令和 6 年度	141, 000
高等学校校舎等のリニューアル改修工事	令和 6 年度	576, 000
中央高等学校の空調設備改修工事	令和 6 年度	481, 000
高等学校空調設備の賃借	令和 6 年度 から 令和19年度 まで	149, 000
中学生涯学習センター複合化整備事業者 選定支援業務委託	令和 6 年度	6, 000
千種区役所等複合庁舎内図書館の整備	令和 6 年度 から 令和10年度 まで	446, 000
科学館 B 6 型蒸気機関車の修復	令和 6 年度 から 令和 7 年度 まで	220, 000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
大曾根土地区画整理事業に伴う移転資金特別融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (令和4年第1号議決)	令和4年度から 令和5年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、366千円を限度として補償する。	令和5年度から 令和6年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、264千円を限度として補償する。
名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 (令和4年第1号議決)	令和4年度から 令和25年度まで	275,861,000 外に利息相当額	令和5年度から 令和26年度まで	270,781,000 外に利息相当額
名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 (令和4年第1号議決)	令和4年度から 令和24年度まで	32,049,000	令和5年度から 令和25年度まで	27,535,000

第 4 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
防災施設整備費	10,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
社会福祉施設整備費	12,000			
老人福祉施設整備費	814,000			
生活保護施設整備費	827,000			
公衆衛生施設整備費	607,000			
保健所整備費	44,000			
子ども青少年施設整備費	845,000			
環境保全施設整備費	49,000			
廃棄物処理施設整備費	3,108,000			
区役所整備費	923,000			
地域振興施設整備費	128,000			
スポーツ施設整備費	6,380,000			
観光交流施設整備費	115,000			
文化交流施設整備費	502,000			
名古屋城整備費	305,000			
公共土木事業費	25,474,000			
公園緑地整備費	16,355,000			
農業振興施設整備費	468,000			
住宅建設費	3,530,000			
施設営繕費	3,561,000			
消防施設整備費	4,509,000			
教育センター整備費	917,000			
義務教育施設整備費	7,080,000			
高等学校整備費	202,000			
特別支援学校整備費	569,000			
生涯学習施設整備費	609,000			
都市高速鉄道事業補助金	217,000			
高速道路建設資金貸付金	2,170,000			
高速道路事業出資金	837,000			
市立大学施設整備補助金	3,820,000			
市立大学施設整備資金貸付金	3,909,000			
高速度鉄道事業補助金	703,000			
高速度鉄道事業出資金	3,232,000			
臨時財政対策債	3,000,000			
調整債	20,000,000			
計	115,831,000			

特 別 会 計

令和 5 年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

令和 5 年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 209,460,671 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険収入		184,271,615
	1 保 険 料	44,854,666
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	7,900
	4 県 支 出 金	138,662,507
	5 諸 収 入	746,541
2 繰 入 金		25,189,055
	1 他 会 計 繰 入 金	25,189,055
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		209,460,671

歳 出

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険費		209,440,671
	1 事 業 費	209,440,671
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		209,460,671

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
保険年金システムの開発・保守業務委託	令和 6 年度 から 令和10年度 まで	4,083,000

令和 5 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

令和 5 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 63,651,433 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療収入		32,394,427
	1 保 険 料	31,128,029
	2 手 数 料	1
	3 諸 収 入	1,266,397
2 繰 入 金		31,257,005
	1 他 会 計 繰 入 金	31,257,005
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		63,651,433

歳 出

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療費		63,631,433
	1 事 業 費	63,631,433
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		63,651,433

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
保険年金システムの開発・保守業務委託	令和 6 年度 から 令和10年度 まで	2,126,000

令和5年度名古屋市介護保険特別会計予算

令和5年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ225,036,032千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和5年2月17日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 収 入		183,117,579
	1 保 険 料	43,368,884
	2 手 数 料	24,798
	3 国 庫 支 出 金	51,389,395
	4 支 払 基 金 交 付 金	57,558,702
	5 県 支 出 金	30,612,598
	6 財 産 収 入	523
	7 諸 収 入	162,679
2 繰 入 金		39,688,858
	1 他 会 計 繰 入 金	35,535,489
	2 基 金 繰 入 金	4,153,369
3 繰 越 金		2,229,595
	1 繰 越 金	2,229,595
歳 入 合 計		225,036,032

歳 出

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 費		225,016,032
	1 事 業 費	222,785,915
	2 基 金 積 立 金	2,230,117
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		225,036,032

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
要介護認定調査の委託	令和 6 年度 から 令和10年度 まで	969,000

令和 5 年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金
貸 付 金 特 別 会 計 予 算

令和 5 年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,091,541 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 収 入		848,541
	1 事業収入	848,541
2 繰越金		243,000
	1 繰越金	243,000
歳 入 合 計		1,091,541

歳 出

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 金		1,091,541
	1 事業費	1,091,541
歳 出 合 計		1,091,541

令和 5 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

令和 5 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,203,108 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

（歳出予算の流用）

第 4 条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 収 入		4,886,782
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	2,611,818
	2 財 産 収 入	10
	3 繰 入 金	307,119
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	450,834
	6 市 債	1,517,000
2 食 肉 流 通 施 設 収 入		4,316,326
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	446,904
	2 財 産 収 入	478
	3 繰 入 金	2,571,057
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	951,886
	6 市 債	346,000
歳 入 合 計		9,203,108

歳 出

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 費		4,886,782
	1 事 業 費	2,175,538
	2 整 備 費	1,744,072
	3 他 会 計 繰 出 金	967,072
	4 予 備 費	100
2 食 肉 流 通 施 設 費		4,316,326
	1 市 場 費	2,086,068
	2 と 畜 場 費	1,254,959
	3 他 会 計 繰 出 金	975,199
	4 予 備 費	100
歳 出 合 計		9,203,108

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
本場・北部市場機能向上整備基本計画の策定	令和 6 年度	31,000
本場青果卸棟の照明設備改修工事	令和 6 年度	47,000
北部市場青果棟の空調設備改修工事	令和 6 年度	221,000
北部市場水産棟仲卸店舗のシャッター改修工事	令和 6 年度	203,000
北部市場関連商品棟の耐震改修工事	令和 6 年度	49,000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
食肉安定集荷事業に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償 (令和 4 年第 6 号議決)	令和 4 年度 から 令和 7 年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2,800,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	令和 5 年度 から 令和 8 年度 まで	変更前に同じ

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中央卸売市場整備費 食肉流通施設整備費	1,517,000 346,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
計	1,863,000			

令和 5 年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算

令和 5 年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 543,487 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 名古屋城天守閣事業収入		100,026
	1 財 産 収 入	26
	2 寄 附 金	100,000
2 繰 入 金		275,461
	1 他 会 計 繰 入 金	267,461
	2 基 金 繰 入 金	8,000
3 市 債		168,000
	1 市 債	168,000
歳 入 合 計		543,487

歳 出

款	項	金 額 千円
1 名古屋城天守閣事業費		543,487
	1 事 業 費	344,781
	2 他 会 計 繰 出 金	98,680
	3 基 金 積 立 金	100,026
歳 出 合 計		543,487

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
木造天守閣昇降技術の開発	令和 6 年度 から 令和 8 年度 まで	63,140

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
名古屋城天守閣事業費	168,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

令和 5 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

令和 5 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 128,076 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業収入		20,565
	1 国庫支出金	3,565
	2 諸収入	17,000
2 繰入金		106,511
	1 他会計繰入金	106,511
3 市債		1,000
	1 市債	1,000
歳 入 合 計		128,076

歳 出

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業費		128,076
	1 事業費	90,871
	2 他会計繰出金	37,205
歳 出 合 計		128,076

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市街地再開発事業費	1,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

令和 5 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

令和 5 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,158,131 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 収 入		306,242
	1 使 用 料	306,242
2 公 園 整 備 事 業 収 入		851,889
	1 他 会 計 繰 入 金	372,889
	2 市 債	479,000
歳 入 合 計		1,158,131

歳 出

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 費		306,242
	1 事 業 費	64,000
	2 他 会 計 繰 出 金	242,242
2 公 園 整 備 事 業 費		851,889
	1 事 業 費	648,840
	2 他 会 計 繰 出 金	203,049
歳 出 合 計		1,158,131

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業費	479,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

令和 5 年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

令和 5 年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,354,302 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得資金収入		6,329,904
	1 繰 入 金	35,586
	2 振 替 収 入	5,463,318
	3 市 債	831,000
2 都市開発用地取得資金収入		15,024,397
	1 繰 入 金	434,240
	2 振 替 収 入	14,286,157
	3 市 債	304,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		21,354,302

歳 出

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得費		6,329,705
	1 取 得 費	839,000
	2 他 会 計 繰 出 金	5,490,705
2 都市開発用地取得費		15,024,397
	1 取 得 費	307,000
	2 他 会 計 繰 出 金	14,717,397
3 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		21,354,302

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 公共用地先行取得費	1 取得費	公共用地の先行取得	100,000

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費 都市開発用地取得費	831,000 304,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	1,135,000			

令和 5 年度名古屋市公債特別会計予算

令和 5 年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 453,622,897 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公 債		213,059,000
	1 公 債	213,059,000
2 財 産 収 入		577,295
	1 財 産 運 用 収 入	577,295
3 繰 入 金		239,961,600
	1 他 会 計 繰 入 金	210,038,940
	2 基 金 繰 入 金	29,922,660
4 繰 越 金		25,000
	1 繰 越 金	25,000
5 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
歳 入 合 計		453,622,897

歳 出

款	項	金 額 千円
1 繰 出 金		170,239,000
	1 起 債 額 繰 出	170,239,000
2 公 債 費		283,383,897
	1 公 債 償 還 金	232,690,887
	2 公 債 事 務 費	696,115
	3 基 金 積 立 金	49,996,895
歳 出 合 計		453,622,897

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	42,820,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

公 営 企 業 会 計

令和5年度名古屋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画 給水量 年間 278,160,000 立方メートル
(1日 760,000 立方メートル)

給水戸数 1,381,000 戸

(2) 主要な建設改良事業 水道基幹施設整備及び配水管網整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

千円

第1款	水道事業収益	54,204,326
第1項	営業収益	52,001,864
第2項	営業外収益	2,129,519
第3項	特別利益	72,943

支 出

千円

第1款	水道経営費	55,651,826
第1項	営業費用	49,102,597
第2項	営業外費用	6,489,229
第3項	特別損失	50,000
第4項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額22,455,858千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	11,906,295
第1項	企業債	9,500,000
第2項	出資金	452,000
第3項	他会計貸付金返還金	137,715
第4項	基金収入	1,674
第5項	基金繰入金	45,570
第6項	その他資本収入	1,769,336

支 出		千円
第1款	資本的支出	34,362,153
第1項	建設改良費	27,895,276
第2項	償還金	6,465,203
第3項	投資	1,674

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設維持管理	令和6年度	200,000千円
水道施設建設	令和6年度から令和11年度まで	12,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 水道基幹施設整備費にあてるため

限 度 額	9,500,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,400,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第 8 条 消火栓関係経費、水道料金特例措置及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、50,886 千円、115,143 千円及び 65,052 千円である。

（他会計からの補助金）

第 9 条 エネルギー価格高騰に伴う電力費の増加経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、700,000 千円である。

（他会計からの出資金）

第10条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、452,000 千円である。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

令和5年度名古屋市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 給水量 年間 23,021,400 立方メートル
(1日 62,900 立方メートル)
事業所数 110 カ所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

千円

第1款	工業用水道事業収益	1,052,577
第1項	営業収益	927,373
第2項	営業外収益	124,704
第3項	特別利益	500

支 出

千円

第1款	工業用水道経営費	1,082,391
第1項	営業費用	1,001,839
第2項	営業外費用	79,052
第3項	特別損失	500
第4項	予備費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 503,256 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	98,208
第1項	出資金	2,051
第2項	その他資本収入	96,157

支 出		千円
第1款	資本的支出	601,464
第1項	建設改良費	463,749
第2項	他会計借入金返還金	137,715

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設維持管理	令和6年度	100,000 千円
工業用水道施設建設	令和6年度	100,000 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第8条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、
200 千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,051 千円である。

令和5年2月17日提出

名古屋市長 河 村 た かし

令和5年度名古屋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 処理面積 29,177 ヘクタール(15水処理センター、43ポンプ所)
処理水量 年間446,886,000 立方メートル
(1日 1,221,000 立方メートル)
水洗便所の改造 500 個
- (2) 主要な建設改良事業 管きよ、ポンプ所及び水処理センター整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款	下水道事業収益	80,963,411
第1項	営業収益	71,697,166
第2項	営業外収益	9,261,245
第3項	特別利益	5,000
支 出		千円
第1款	下水道経営費	82,862,682
第1項	営業費用	75,574,816
第2項	営業外費用	7,247,866
第3項	特別損失	30,000
第4項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 38,584,606 千円（水洗便所改造資金貸付事業収支差額920 千円を除く。）は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	35,975,041
第1項	企業債	23,000,000
第2項	国庫補助金	10,000,000
第3項	その他資本収入	2,961,621
第4項	水洗便所改造資金貸付事業収入	13,420

支 出		千円
第1款	資本的支出	74,558,727
第1項	建設改良費	46,155,554
第2項	償還金	28,390,673
第3項	水洗便所改造資金貸付事業費	12,500

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理	令和6年度	400,000 千円
下水道建設	令和6年度から令和9年度まで	35,000,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	下水道事業建設費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため
限 度 額	23,004,000 千円

	下 水 道 事 業 建 設 費	23,000,000 千円
	水 洗 便 所 改 造 資 金 貸 付 金	4,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、3,900,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第 8 条 雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料特例措置、水質規制経費、水洗便所普及事務費及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、32,101,568 千円、3,473,546 千円、197,020 千円、96,889 千円、137,489 千円、15,000 千円及び 69,417 千円である。

（他会計からの補助金）

第 9 条 水洗便所普及助成費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,165 千円である。

2 エネルギー価格高騰に伴う電力費の増加経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,200,000 千円である。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

令和 5 年度名古屋市自動車運送事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度名古屋市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画	車 両 数	1,014 両
	運 転 キ ロ	年間 35,941,200 キロメートル
		(1 日 98,200 キロメートル)
	乗 車 人 員	年間 107,787,000 人
		(1 日 294,500 人)

(2) 主要な建設改良事業 乗合自動車購入及び停留所施設整備

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	自動車運送事業収益	25,741,443
第 1 項	営 業 収 益	19,111,091
第 2 項	営 業 外 収 益	6,630,352

支 出		千円
第 1 款	自動車運送事業費	27,258,638
第 1 項	営 業 費 用	27,105,125
第 2 項	営 業 外 費 用	143,513
第 3 項	予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,562,658千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入		千円
第1款 資本的収入		3,806,794
第1項 企業債		3,727,000
第2項 その他資本収入		79,794

支 出		千円
第1款 資本的支出		5,369,452
第1項 建設改良費		3,844,413
第2項 企業債償還金		1,515,039
第3項 予備費		10,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
御器所ステーション ビルの消防設備等改 修工事	令和6年度	42,000千円
丸の内会館の消防設 備改修工事	令和6年度	3,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	自動車運送事業整備費にあてるため
限 度 額	3,727,000千円

起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、9,000,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第 9 条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、102,713 千円である。

（他会計からの補助金）

第10条 資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,424,442 千円である。

- 2 地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、4,405,000 千円である。
- 3 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、441,115 千円である。
- 4 共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、129,096 千円である。

- 5 車両の抗ウイルス加工に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、4,471 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,300,000 千円と定める。

令和5年2月17日提出

名古屋市長 河 村 た か し

令和5年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|-------------|---------------------|
| (1) 経営計画 | 車両数 | 782両(135編成) |
| | 運転キロ | 年間 66,685,200キロメートル |
| | | (1日 182,200キロメートル) |
| | 乗車人員 | 年間 426,280,200人 |
| | | (1日 1,164,700人) |
| (2) 主要な建設改良事業 | 車両改良及び駅施設整備 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費3,506,718千円の財源の一部にあてるため、企業債(資本費負担緩和分)911,000千円を借り入れる。

収 入

千円

第1款	高速度鉄道事業収益	88,263,567
第1項	営業収益	79,740,258
第2項	営業外収益	8,523,309

支 出

千円

第1款	高速度鉄道事業費	84,565,514
第1項	営業費用	77,695,381
第2項	営業外費用	6,860,133

千円

第 3 項 予 備 費

10,000

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（高速度鉄道事業特例債 1,358,000 千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額 29,935,553 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入

千円

第 1 款	資 本 的 収 入	19,530,978
第 1 項	企 業 債	13,620,000
第 2 項	出 資 金	3,232,000
第 3 項	一 般 会 計 補 助 金	1,771,541
第 4 項	国 庫 補 助 金	633,000
第 5 項	県 補 助 金	30,000
第 6 項	そ の 他 資 本 収 入	244,437

支 出

千円

第 1 款	資 本 的 支 出	48,108,531
第 1 項	建 設 改 良 費	17,314,471
第 2 項	企 業 債 償 還 金	30,784,060
第 3 項	予 備 費	10,000

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速度鉄道建設改良	令和 6 年度から令和 10 年度まで	21,000,000 千円

東山線可動式ホーム 柵（5 駅）の部品交 換	令和 6 年度から令和 7 年度まで	220,000 千円
桜通線可動式ホーム 柵（6 駅）の部品交 換	令和 6 年度から令和 7 年度まで	180,000 千円
地下鉄電気設備の維 持補修	令和 6 年度	110,000 千円

（企業債）

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	高速度鉄道事業建設改良費及び利子支払にあてるため	
限 度 額	14,531,000 千円	
	高 速 度 鉄 道 事 業 建 設 改 良 費	12,262,000 千円
	高 速 度 鉄 道 事 業 特 例 債	1,358,000 千円
	高速度鉄道事業資本費負担緩和分企業債	911,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、35,000,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の
流用

(他会計からの負担金)

第9条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、
190,213 千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 高速度鉄道事業特例債の元金償還にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、4,049,000 千円である。

2 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、864,251 千円である。

3 高速度鉄道事業特別減収対策企業債の利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、7,400 千円である。

4 建設改良費（建設改良費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。）
にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,887,630 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 建設改良費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、3,232,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、300,000 千円と定める。

令和5年2月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし